

平成21年度から平成23年度の

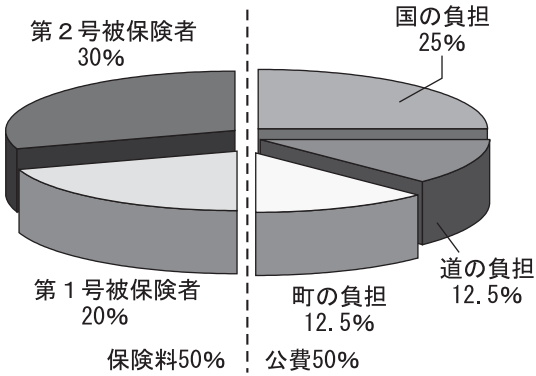
介護保険料が決定しました

今までの水準を維持

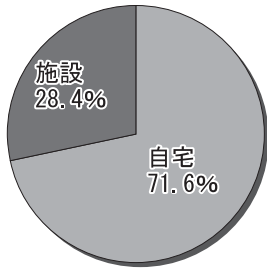
平成12年度からスタートした介護保険制度は、皆さんが住む和寒町が保険者となって運営され、40歳以上の方が被保険者（加入者）となつて保険料を負担し、介護が必要と認定されたときは、費用の一部（1割）を支払って、介護サービスを利用するしくみになっています。制度が始まってから、この間に本町の高齢化は進み、今年2月時点で、町の総人口に占める65歳以上の方の割合は37・8%に達しています。こうした状況の中で、3年ごとに見直す「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の改定期を迎えました。

65歳以上の方にご協力いただいたアンケート調査を基に、住み慣れた地域で、安心して生活を送ることができるよう、今後の介護サービスの内容やサービス見込み量を推計し、平成21年度から平成23年度までの介護保険料が決定しましたので、お知らせします。

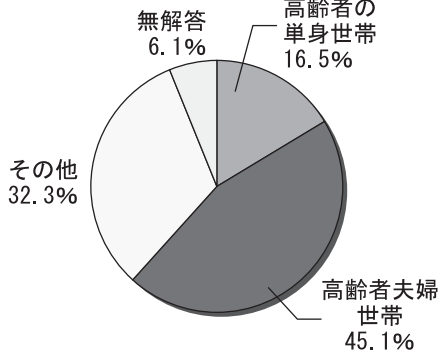
保険給付費の財源



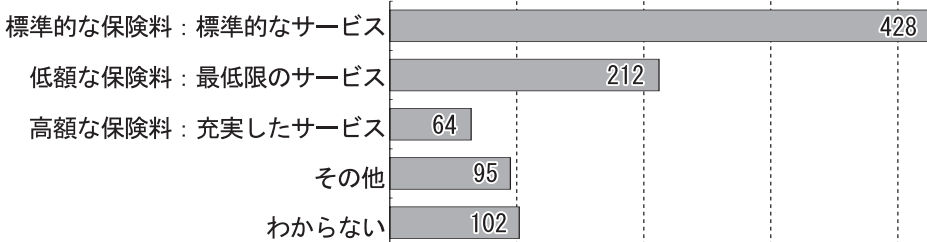
将来介護が必要になったとき暮らしたい場所は



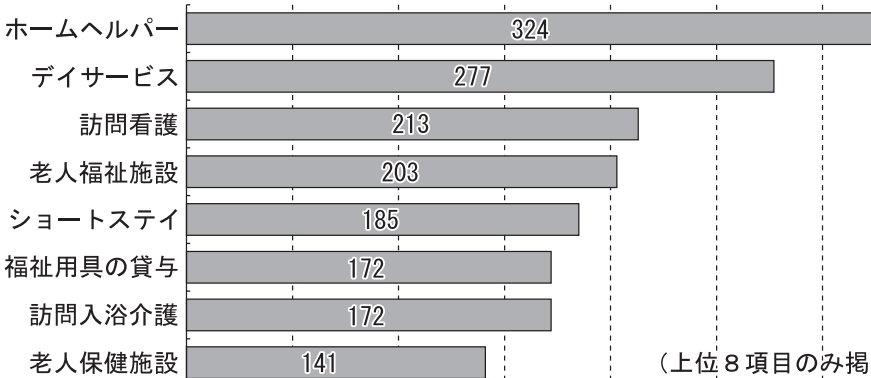
高齢者の家族構成



希望する介護保険料とサービス水準の関係（単位：人）



介護必要となったとき、利用したい介護サービス（複数回答可）（単位：人）



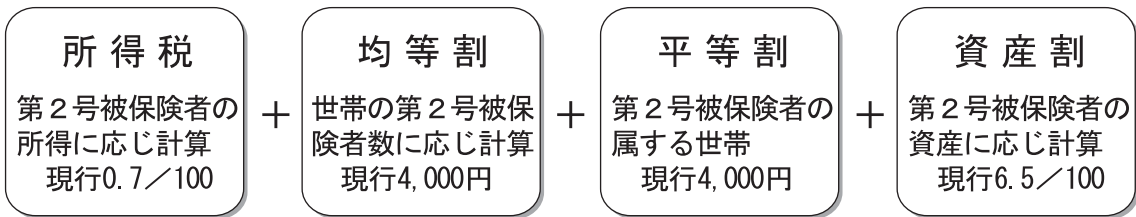
（上位8項目のみ掲載）

計画改定に向けたアンケート調査

対象者	1,374人
回答者	933人
（回答率67.9%）	
回答者の属性	
性別	男性 41.8%
	女性 57.1%
	無回答 1.1%
年齢	65～74歳 48.3%
	75～84歳 39.9%
	85歳以上 10.2%
	無回答 1.6%

40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）の介護保険料【財源内訳30%】

加入している医療保険の算定方法により決まり、医療保険料とあわせて納めていただきます。国民健康保険に加入している方は、下記のとおり額が算定されますが、職場の医療保険に加入している方は医療保険ごとに設定される介護保険料率に応じ算定されます。

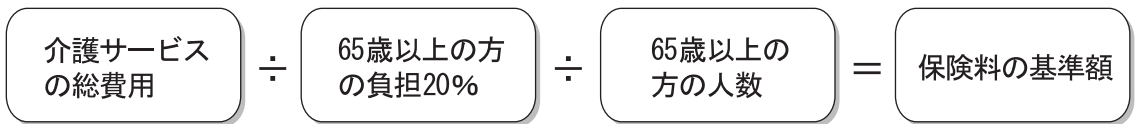


最終的には6月中旬に率などが決定します。

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料【財源内訳20%】

第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料は次のとおり算定されますが、保険料は3年毎に見直されます。昨年実施しましたアンケートの調査結果や介護・保健・福祉対策検討委員会からいただいたご意見から、平成21年度から平成23年度間の3年間でどのくらいサービス費用が必要か推計し、これを基に65歳以上の方に負担していただく保険料の額が決まります。

高齢者の増加に伴い介護サービスにかかる費用も年々増える傾向にありますが、介護保険事業基金や緊急特別対策の交付金（国費）により保険料の上昇を抑制し、今まで同様の水準に据え置きます。



平成21年度から平成23年度の所得段階区分ごとの保険料

所得段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料（年額）
第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税	基準額 × 0.5	24,000円
第2段階	世帯全員が町民税非課税の方で、本人の合計所得金額と課税年金収入が80万円以下の方	基準額 × 0.5	24,000円
第3段階	世帯全員が町民税非課税の方で、第2段階に該当しない方	基準額 × 0.75	36,000円
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税	基準額	48,000円
第5段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満	基準額 × 1.25	60,000円
第6段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上	基準額 × 1.5	72,000円

注1) 第4段階・第5段階に該当する方で、税制改正による激変緩和措置を受けていた方は、措置終了に伴い、介護保険料が上昇する場合があります。

注2) 介護に従事する人の処遇を改善するために介護報酬がプラス3%改定されました。この改定によるプラス分が介護保険料に反映されますが、介護保険料が急激に上昇しないよう、国の緊急特別対策による軽減措置が講じられました。上記保険料は軽減後の額です。